



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクからAlert/Commentary等の原文をご覧ください。

**Disputes**

**保護主義立法により、ロシア国内の子会社や支店からの情報取得が困難になるおそれ**  
[Protectionist Legislation Could Restrict Ability of Multinational Businesses to Obtain Information about Russian Subsidiaries and Satellite Offices](#)

ロシア下院は情報保護に関する連邦法の改正を提案しており、同修正案が成立した場合には、ロシア国内の個人や会社から外国の法執行機関に対する情報提供が制限されます。また、法案の文言が抽象的であることから、ロシア国内に子会社や支店を有する外国企業が、同子会社等から情報の提供を受けるためには、ロシア政府機関の承認が必要となるおそれがあります。

このため、同法案が成立した場合には、ロシア国内の個人や法人に対するデュー・デリジェンスや訴訟、仲裁時の情報開示請求等が事実上不可能となる可能性もあり、日本企業にも重大な影響を与えるものと思われます。

**Disputes**

**インドネシア最高裁判所が、契約書はインドネシア語で作成されなければならないとの判断を支持**  
[Indonesian High Court Upholds Ruling that Contracts be Written in Indonesian](#)

2015年8月、インドネシア最高裁判所は、英文契約書のみで締結されたローン契約が、インドネシア語での契約締結を要するとした「インドネシア言語法」(24/2009 on the “National Flag, Language, Seal, and Anthem)に反し無効であるとしたジャカルタ高等裁判所の判断を支持しました。同法は、インドネシア共和国やインドネシア政府、インドネシアの私的機関や個人が関与する合意書面や契約書等にはインドネシア語を用いなければならない旨規定しています。同法には、違反した場合の効果に関する規定はありませんが、裁判所は同法に違反する契約を無効と判断しました。インドネシアの法体系上は裁判所の判決に先例拘束性は認められていませんが、最高裁判所の判断は大きな影響を有すると考えられます。このため、今後インドネシア法人等が関与する契約書等を締結する際には、適切なインドネシア語訳の作成が必須になると考えられます。上記判決は日本企業を含めた外国企業がインドネシア関連の事業を行う際に重大な影響を与える判決となると思われます。

**Tax**

**ブラジル国民会議が、キャピタル・ゲイン課税の増税案を修正**  
[Brazilian Congress Amends Proposed Capital Gains Rate Increases in Medida Provisória N. 692](#)

2015年9月22日、ブラジル連邦政府は、ブラジル所在の資産や権利の譲渡から生じるキャピタル・ゲインに対する適用税率を上げる提案をし、同提案は、ブラジル国民会議による検討に付されていました。2015年12月9日に、ブラジル国民会議の上院と下院のメンバーからなる委員会が上

記提案の修正案を承認したため、同修正案が法制化される予定です。

同修正案において最も注目される点は、現在は、原則として、外国企業に対しては、一律15%の税率で課されているキャピタル・ゲイン税が15~22.5%の範囲の税率に改められる点です。上記修正案が年内にブラジル国民会議で正式に承認されれば、2016年から新しい税率が適用になり、そうでなければ、2016年の適用税率は、15%に据え置かれることとなります。これは、ブラジルに投資した資産を処分することを考える日本企業を含めた外国企業に影響を与えられると思われま。したがって、ブラジル国民会議の今後の動向については引き続き注視する必要があります。

**Disputes**

**シンガポール高等法院が仲裁手続を停止する場合の判断基準を提示**  
[Singapore High Court Provides Guidance on Stays of Arbitral Proceedings](#)

シンガポールを仲裁地とする仲裁において、仲裁廷は管轄の有無について自ら判断する権限を有しています。これに対し、当事者はその判断についてシンガポール高等法院に審査を求めることができます。この申立てがあった場合、シンガポール高等法院がどのような基準で仲裁手続を停止させるかについては必ずしも明確ではありませんでした。しかし、シンガポール高等法院は、*AYY v AYZ & Anor* 事件において、仲裁手続を停止しなければ当事者に回復不能な損害を生じさせることを当事者が合理的で信頼性の高い証拠によって立証した場合に限り仲裁手続が停止されると判断し、仲裁手続が停止される場合を極めて限定的なものとする基準を示しました(*AYY v AYZ & Anor*, [2015] SGHCR22)。この判断はシンガポールの仲裁法が世界で最も仲裁手続を尊重する仲裁法の一つであることを示すものであり、シンガポールを仲裁地とする仲裁を更に促進させるであろうと評価されています。

**IP**

**欧州データ保護改革の合意成立**  
[Agreement Reached on the European Reform of Data Protection](#)

約4年に亘る激しい議論の末、欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会は、一般データ保護規則(「本規則」)の最終案について合意に達しました。本規則は、EU史上最も包括的なデータ保護法の改革となります。本規則によって、欧州のデータ保護法の新しい時代が始まると言っても過言ではありません。本規則は、欧州のデータ保護法を大きく改訂・修正し、その適用をより広い範囲の欧州外の企業に広げ、EU加盟国の間でデータ保護法を統一し、データ主体に重要な新しい権利を与え、さらにその非遵守に対する罰則を大きく引き上げるものです。

この合意は、2012年1月に欧州委員会の本規則提案で開始され、その後長期化した立法過程を終わらせるものです。政治的な合意は成立しましたが、本規則の最終文案は、さらに法律的及び言語的な検討を経る必要があります。2016年の初めに正式に採択される見込みです。新規則は、本規則の最終版公表の2年後に施行されます。当面は、欧州委員会は、



統一的な適用を確保するために、各国のデータ保護監督機関と共同して、ガイドラインの策定を行うことが見込まれます。

本規則の最終合意の主な点は以下の通りです。

#### 単一の欧州データ保護法

本規則は規則として効力を生じ、原則として、国内法の制定を要さず直接全ての加盟国に適用されます。しかしながら、加盟国が特定の立法をする権限が認められる限定的な例外があります。雇用関係でのデータ処理、国民のID番号、及び専門家の守秘義務についてなどです。それでもなお、規則の活用は、異なった国の間での一貫性のない又は矛盾する義務のリスクを削減し、規制へのコンプライアンスを簡素化し、国際的なビジネスのコストの削減に役立ちます。他方、このような共通のデータ保護ルールの欧州全体への直接適用は、現在のデータ保護義務について比較的緩やかな見解を採っている国の監督機関に現在規制されている事業の負担を増大させることになるでしょう。これらの会社にとっては、何が「同意」を構成し得るか、「適法な利益」として正当化され得る処理は何か、というような重要な点について重大な変化があるでしょう。

#### 規制の集中化

本規則では、規制に「ワンストップショップ」アプローチを取り入れます。すなわち、EU全体に亘る事業の処理活動について、単一の監督機関が効率的に規制すべきであるというものです。担当する監督機関を決定するのは、典型的には、コントローラ及び/又はプロセサーの関係する「主要な事業所」によりますが、データ主体は、なお、その自国の監督機関に不服を申し立てることができます。新しい欧州データ保護会議 (European Data Protection Board) が複数の国の監督機関の間での相違を解決する責務を負います。EUを通しての標準化された法執行を確保するために、明確な「一貫性メカニズム」が設けられます。

#### EU データ保護規則の域外適用の拡大

本規則は、EU居住者に(有償・無償を問わず)商品若しくは役務を提供し、又はその行動をモニタリングするEU外の企業にも適用されます。現時点では、EU内において処理の手段を利用する場合に限ってEU外の企業も規制の対象となつていますが、最近のGoogle Spainに関する決定により、すでにEU規則の適用域を拡大する方向に向かっています。

#### 「個人データ」の意味

本規則は、何が「個人データ」として取り扱われるかについて広範な定義をしており、識別に関する現在の考え方を、個人が直接又は間接に「選り出され」得る状況もカバーする形に拡張されています。この定義は、クッキーやIPアドレスも同様に保護するものとなるでしょう。遺伝データについては、個人データに含まれると明記されるとともに、「機微個人データ」として追加的な保護が与えられています。個人を個別に識別する生体認証データや性的嗜好に係るデータも、同様に機微個人データに含む拡張もなされています。

#### 処理の条件

本規則は、「明白な」同意とは「明確な積極的行動」を必

要とする旨を明確にしています。これには、インターネットのウェブサイト上でチェックボックスにチェックを入れることや技術的な設定項目を選択することを含むとともに、データ処理に係るデータ主体の承諾を文脈上明示的に示すその他の宣言又は行動によるものも含まれます。黙認、ボックスを従前チェックしたこと、又は不作為は同意を構成しません。SNSが保有するデータの取得に関しては、16歳又は各国レベルで定めるより低い年齢(ただし13歳を下回らない。)未満の子どものデータ処理には保護者の同意が必要となります。機微データについては、同意は「明確」でなければなりません。

#### 「プライバシー・バイ・デザイン」

事業者は、すべての処理活動の計画及び実行において、データ保護及びプライバシーを考慮しなければなりません。個人の権利及び自由に対する高いリスクを引き起こす処理を実施する場合は、データ保護影響評価を実施しなければなりません。当該処理は、様々な規制当局によってリスト化されます。これには、個人に影響する体系的かつ大規模なプロファイリング、機微データの大量処理及び公にアクセス可能な領域における体系的かつ大規模なモニタリングが含まれます。

#### 新しいデータ主体の権利

本規則は、データ主体に対して「忘れられる」権利、データポータビリティの権利及びプロファイリングへの異議申し立ての権利を付与しています。

#### 国際的なデータの移転

欧州委員会が適切な保護を有していると判断した「ホワイトリスト」の国家、及び承認された標準契約条項は、本規則の下でも有効に存続します。しかし、本規則は、欧州委員会は第三国の十分性の判断に影響を与えうる第三国における発展を継続的に監視する必要がある、と明確に述べています。これは、最近の欧州司法裁判所による、EU-米国のデータ保護セーフハーバーが無効となったと判断されたことに対する反応と思われれます。個人データの移転を要求する第三国の裁判所の判断又は行政機関の決定は、司法共助条約のような国際的な合意に基づいている場合にのみ執行可能です。これは、外国法、特に米国の域外適用に対抗する明確なサインと解釈することが可能です。

#### データプロセサーの説明責任

本規則は、データプロセサーに対して初めて、記録を維持し、コントローラに違反を通知し、データ移転義務に従う義務を含む直接の規制上の義務を課しました。

#### データ保護オフィサー

コントローラ及びプロセサーは、公的機関又は公的団体(司法裁判所を除く。)により処理が行われる場合、又は、その「中心的な活動」(すなわち、「付随的な活動」に相対するその「主たる活動」)が(i)「大規模に」データ主体の「定期的かつ系統的なモニタリング」を必要とする処理、又は、(ii)機微データの大量な処理で構成されている場合は、データ保護オフィサーを指名しなければなりません。

#### データ違反通知

現在のEUデータ保護指令以外で、本規則は、関係当局に



## GLOBAL LEGAL UPDATE

対して、データ違反を通知する一般的な義務を課しています。当該データ違反が個人の権利及び自由に対する高い危険を生じさせる恐れがある場合には、データ主体に対しても同様に通知されなければなりません。当局に対する通知は、当該違反の発見から72時間以内になされなければなりません。

### 執行

執行される際、本規則は、問題の違反に応じて、最大でコントローラの世界的な年間売上高の2パーセント又は4パーセントの行政罰金を定めています。各国のデータ保護機関は、直接罰金を課することができます。

その他、2015年12月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

### Antitrust

米国連邦取引委員会の FTC 法 5 条に係るガイドライン後の共謀への勧誘に対するアグレッシブな執行

[Antitrust Alert: Aggressive U.S. FTC Enforcement of Invitation to Collude Cases in Full Swing After Guidance on Section 5 of the FTC Act](#)

### Antitrust

狭まり続ける独占禁止法の州当局に対する免責

[Antitrust Alert: Antitrust Immunity for State Agencies Continues to Narrow](#)

### Antitrust

英国通信規制庁は新量刑ガイドラインを採択

[Antitrust Alert: UK Telecoms Regulator Adopts New Penalty Guidelines](#)

### Antitrust

米国第5連邦巡回裁判所は鉄鋼販売者の違法共同ボイコットにつき鉄鋼メーカー敗訴の判決

[Antitrust Alert: Fifth Circuit Upholds Verdict Against Steel Manufacturer in Steel Distributors' Per Se Illegal Group Boycott](#)

### BR&R

オーストラリア高裁は清算人は事前評価税の準備金を取り崩さずともよいと判断

[Australian High Court Finds Liquidators Are Not Required to Set Aside Money for Pre-Assessed Tax Liabilities](#)

### BR&R

オーストラリア政府が破産法の改正を発表～米国の法制への近接

[Australia Announces Bankruptcy Changes—Moves Toward US Position](#)

### General

サイバーセキュリティ開示法案にみられる取締役会の役割についての重大な誤解

[Proposed Cybersecurity Disclosure Act Shows Deep Misunderstanding of the Role of the Board of Directors](#)

### General

パリ合意がグローバルな温室効果ガス排出削減の段階を設定

[Paris Agreement Sets the Stage for Global Greenhouse Gas Emission Reductions](#)

### General

メキシコは初めての深海オイル/ガスオークションについて公表

[Mexico Announces First Deepwater Oil and Gas Auction](#)

### General

大気浄化法上の許可は近隣住民の生活妨害の主張を妨げない

[Air Permits Don't Stop Neighbors' Nuisance Claims](#)

### General

スペインの公証人法に関する近時の改正法が施行

[Recent Amendments Come into Force in Relation to the Spanish Public Notaries Act](#)

### General

英国初の不起訴合意と米国司法省の不起訴にみられる重要な新原則

[Important New Principles Emerge from UK's First-Ever Deferred Prosecution Agreement and US DOJ Declination](#)

### General

米国保健福祉省はスターク法を変更-診療報酬支払制度改革、負担軽減、遵守促進

[CMS Makes Changes to the Stark Law: Addressing Payment Reform, Reducing Burden, and Facilitating Compliance](#)

### General

米国で証券法の変更を含む FAST 法という上場促進法が成立

["FAST Act" Highway Bill Signed into Law, Includes Securities Law Changes](#)

### Disputes

テキサス州最高裁判決が建設事件における建設請負業者の責任に影響を与える可能性

[Looming Texas Supreme Court Decision Could Impact Contractor Liability in Construction Cases](#)

### Disputes

豪州において建設紛争の拡大を阻止する方法

[How to Contain Construction Disputes](#)

### Disputes

近時の米国での主権免除についての判決の示す外国機関との取引における事前計画の必要性

[Recent Decision on Sovereign Immunity Highlights Need for Advance Planning When Transacting With Foreign Sovereign Entities](#)



## GLOBAL LEGAL UPDATE

### IP

米国国際貿易委員会がシューズのミッドソールのデザインを保護されるトレードドレスと認定

[ITC Finds Converse's Midsole Shoe Design Protectable Trade Dress](#)

### IP

フロリダ州南部地区の連邦地裁はパテントダンス時に市場での医薬品販売のための180日前通知は必要と判決

[Southern District of Florida Rules that 180-Day Notice of Commercial Marketing Is Mandatory When Parties "Patent Dance"](#)

### IP

米国連邦巡回控訴裁判所は配分原則と標準必須特許に関する特許損害賠償の分析を修正

[Federal Circuit Refines Patent Damages Analysis as to Apportionment and Standard-Essential Patents](#)